

令和4年第1回九戸村議会定例会

令和4年3月11日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第3号）

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 九戸村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第6号 | ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第7号 | 九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第8号 | パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第9号 | コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第10号 | オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第11号 | まちの駅「まさざね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第12号 | 九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和3年度九戸村一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和3年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第17号 | 令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第18 | 議案第18号 | 令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第19 | 議案第19号 | 令和3年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第20 | 議案第20号 | 令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第21 | 議案第21号 | 令和4年度九戸村一般会計予算 |
| 日程第22 | 議案第22号 | 令和4年度九戸村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第23号 | 令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第24号 | 令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算 |

- 日程第 25 議案第 25 号 令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計予算
日程第 26 議案第 26 号 令和 4 年度九戸村索道事業特別会計予算
日程第 27 議案第 27 号 令和 4 年度戸田財産区特別会計予算
日程第 28 議案第 28 号 令和 4 年度伊保内財産区特別会計予算
日程第 29 議案第 29 号 令和 4 年度江刺家財産区特別会計予算
日程第 30 議案第 30 号 令和 4 年度九戸村水道事業会計予算

◎出席議員（11人）

2番	川戸茂男君	7番	保大木信子君
3番	坂本豊彦君	8番	岩渕智幸君
4番	大崎優一君	9番	渡保男君
5番	中村國夫君	10番	山下勝君
6番	久保えみ子君	11番	桂川俊明君
		12番	櫻庭豊太郎君

◎欠席議員（1人）

1番 古舘 巖 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山裕康君		
副	村	長伊藤仁君		
教	育	長岩渕信義君		
総	務	課長大向一司君		
移	住	定住担当課長川原憲彦君		
子	育	て支援担当課長浅水涉君		
会	計	管	理者吉川清一郎君	
兼	税	務	住	民課長
保	健	福	祉	課長杉村幸久君
産	業	振	興	課長中奥達也君
地	域	整	備	課長関口猛彦君
教	育	次	長	坂野上克彦君
地	域	整	備	課主幹上村浩之君
兼	水	道	事	業所長

◎職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保勝彦
事	務	局	長	補佐野辺地利之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、1 番、古舘 巖君から欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議案第 1 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

なお、議案につきましては、3 月 7 日の本会議において説明が終わっておりますので、質疑から行います。ご了承願います。

日程 1、議案第 1 号「九戸村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号「九戸村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程 2、議案第 2 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程3、議案第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程4、議案第4号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) この減額される分がどのくらい、総額でなる予定であるのか。

それで、減額された分はどのようにこれから使われるのか、もし、お考えがあ

ればお伺いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） どのくらい減額になるのかということによろしいでしょうか。

令和3年12月末現在の数値でもって推計したものがありますので、それで、説明したいと思います。

7割軽減が5人でございます。それで、減額する金額ですが、1万5,375円。5割軽減は4人で、減額する金額が2万500円。2割軽減が7人で減額する金額が5万7,400円。今まで軽減がなかった方で、今回の条例改正で新たに減額になる人が21人。それで、軽減額が21万5,250円となります。合わせまして、該当者が37人で減税する額については、30万8,525円となります。

この減額分については、国の方から2分の1の支援がありまして、県の方から4分の1、村が4分の1を負担するという形で対応をするということになります。

軽減した分については、国保財政の方が当然、赤字ですので、それに対応する分になるということだと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号から議案第12号までの一括議題・質疑

○議長（櫻庭豊太郎君） お諮りいたします。

日程第5、議案第5号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」から、日程第12、議案第12号「九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」までの議案8件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案1件ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第5号から日程第12、議案第12号までの議案8件を一括議題とし、一括して質疑を行い、討論、採決は議案1件ごとに行うことに決定いたしました。

これから議案第5号から議案第12号までの議案8件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第5号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) これから、議案第5号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第6号について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求

めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第7号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第8号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第8号を採決いたします。
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから議案第9号について、討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第9号を採決いたします。
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第10号について、討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第10号を採決いたします。
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) これから議案第11号について、討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第11号を採決いたします。
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「まちの駅「まさごね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) これから議案第12号について、討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号「九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 13、議案第 13 号「令和 3 年度九戸村一般会計補正予算(第 8 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、川戸茂男君

○2 番(川戸茂男君) 3 点について、お伺いをいたします。

1 点目は、第 2 表の繰越明許費についてでございます。

明許費の中の農林水産業費の中に農道改良事業 4,434 万 6,000 円とありますが、これは令和 3 年第 1 回定例会において、農道戸田五郎沢線改良舗装工事のために予算化されていますが、なぜ繰り越さなければならないこととなったのか。

また、工事のための設計業務の委託の時期、それから工事請負契約の時期、工期について、お伺いをいたします。

2 点目は、予算書、歳出の事項別明細の中で、14 ページの上段の方に民生費の中の保育園費、7 節報償費 57 万 6,000 円。保育業務慰労金 57 万 6,000 円とありますが、この事業内容というか、内容について、ご説明をいただきたいと思えます。

3 点目は、同じく歳出の事項別明細の 17 ページ、18 ページに 8 款土木費の中の 3 目道路新設改良費、補正の額は 1 億 6,918 万円の減額とあります。

それから、同じ土木費の中の住宅建設費、18 ページですが、9,524 万 5,000 円の減額となっております。この減額となった路線名とその理由について、お伺いをいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 産業振興課長

○産業振興課長(中奥達也君) まずは、6 ページの繰越明許費の 6 款農林水産業費の農道改良事業の繰り越しについて、ご説明いたします。

これは、農道戸田五郎沢線の改良舗装工事ということで、設計、施工まで今年度の予定で進めておりましたが、この道路の道路線形の計画及び土地所有者の意向確認に不測の日数を要してしまい、繰り越しをお願いするものでございます。

現在は、工事発注のための今、積算業務を行っております、これから工事発注をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そうすれば、今、工事のための設計をしている最中だということだとお聞きしましたが、線形の確定というか、に不測の日数を要したと。ということは、予算計上時点では、まだ線形も未確定だったという中でのこの予算計上4,434万6,000円だったということなわけですか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） この戸田五郎沢線につきましては、実際に設計のために現地調査に入りましたところ、やはり部分的な、個人の土地に入る所もどうしても出てしまい、土地の所有者からの確認等にちょっと時間を要してしましまして、やっている中で変更等が出てしまいましたので、時間を要したものでございます。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そうすれば、今、設計業務をやってもらっているということですが、この設計の委託期間について、お尋ねをします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） 現在は、設計の方は2月中に出来上がっております。

今、積算業務ということで、こちらの方に金額がどのくらいになるかをはじいていただいて、それが3月末までに、まずやるということで、期間が定めております。

○2番（川戸茂男君） 分かりました。つまり、設計は終わったが、工事発注のための積算業務を今やっているということで、年度内の工事発注は遅れた、できない状況なわけですね。分かりました。

○議長（櫻庭豊太郎君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） それでは、先ほどの質問にお答えします。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の補正額1億6,918万円の減についての路線名とその理由について、説明いたします。

路線名ですけれども、村道田代石神田線、村道長興寺雪屋細屋線。あとは、のり面工事ですけれども、村道倉野泥ノ木線、村道荒田銚子線、村道高屋敷山形線。それと、もう1つですけれども、村道宇堂口高宇堂線になります。この村道宇堂口高宇堂線を除く田代石神田線、長興寺雪屋細屋線、のり面の倉野泥ノ木線、荒田銚子線、高屋敷山形線は、国費の内示額の減額により、事業の変更をしたものでございます。

宇堂口高宇堂線につきましては、舗装工事を次年度以降に実施するために、減

額したものでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） それでは、ご質問いただきました8款土木費、4項住宅管理費の減額の件でございますけれども、これにつきましては過疎債の獲得ができなかったということで、今年度、事業を見送った次第でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 子育て支援担当課長

○子育て支援担当課長（浅水 渉君） 私の方から保育業務慰労金の内容について、説明をいたします。

今回、このコロナ禍において、エッセンシャルワーカーとして、保育園等の最前線で働いている職員、会計年度任用職員も含まれますが、この職員に対しまして国の事業である保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を活用いたしまして、今回の補正分は本年の2月・3月分です。1人当たり月6,000円を支給しようとするものであります。国の事業は、4年の2月から9月までの間、賃上げ効果が継続される見込みの取り組みに対し交付される交付金でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 今、ご説明のありました保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱。これを私も昨日、ネットで検索をしまして、要綱について見させていただいておりますが、この事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の対応、そして少子高齢化への対応が重なる大変厳しい状況において仕事をされている幼稚園、保育園等の保育士等について賃上げをするものだと。

それで、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、令和4年2月から収入3%程度、月額9,000円程度を引き上げるための措置を実施することを目的としているということで、今年の2月から事業内容は9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う教育保育施設等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助するというようにあります。

それで、ここでは、賃金改善とは、本事業の実施による職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて賃金を引き上げることをいうように謳われております。

また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持することと、こういうふうに謳われております。

こういうふうな賃金改善をすることを条件に交付金、補助金が出るわけですが、ただ今提案されました保育業務慰労金は、7節の報償費にあつて慰労金だというふうな位置付であれば、その賃金改善が今年の10月以降も継続して行われることがなかなか明確ではないのではないのか。位置付けがはっきりしていないというようにも思います。

従来から、その保育士さんについては、募集を掛けてもなかなか応募者がいない、待遇改善が望まれていたわけで、私もその待遇改善については賛同するものでありますが、こういうふうなあやふやな改善の仕方であっては、10月以降の賃金水準が継続されるものだというような保証はどこにもないというように思います。

それと、もう一つは、職員に対して支給するものは、地方自治法で謳われているように、いかなる給与その他の給付も法律、または条例に基づかずには、これを議会の職員、以下職員とか、いろんな常勤職員が続きますが、基づかずには支給することができないというように自治法でもありますし、公務員法でもそのように規定をされております。

ですから、やはり賃金改善をするのであれば、条例の改正をして、しっかりした位置付けをし、そして報奨金、報償費ではなくて、それなりの位置付けを明確にした上で、賃金改善をするのが適当ではないかというように思います。これについて、お伺いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） それでは、方針に関わる部分ですから、私の方からお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、この要綱ではそのように謳われているところでございます。

では、ありますが、抜本的な賃金改善というのは、時間を要するものですから、今、この時期においてこのような改定をするまでには、十分吟味する時間がないということで、今回はこのような措置を取るということで、国の財源を活用して行わせていただく。そして、10月以降の賃金改善については、この間を利用して、いろいろと検討してまいるということでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そういう答弁ではございますが、村長自身も長年役場職員として人事管理を担当する部署の管理職として務めてきているわけですが、こういうふうに自治法上、規定をされた、いかなる金品も条例に規定しないものは支給してはならないというようにも規定をされておりますし、条例改正なりなんなりを検討しながら支給をする。つまり、継続性が担保されるような制度を国では期待をしているわけですので、そういう方法にするべきではなかったのかと思います。

もう一つ、市町村のこういうふうな事業を指導する県の市町村課から、こういうような科目での支給について、適切かどうかの照会はされたでしょうか。

（「休憩をお願いします」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 休憩いたします。

休憩（午前 10 時 33 分）

再開（午前 10 時 34 分）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。
答弁者は、議長と呼んでから発言してください。
休憩をいたします。

休憩（午前 10 時 34 分）

再開（午前 10 時 37 分）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。
子育て支援担当課長
- 子育て支援担当課長（浅水 渉君） 私の方から先ほどの質問に対して、お答えします。
県の子育て支援課の方に、この科目については照会をかけておりますが、なかなか回答が、国の方に照会して返って来るのが時間がかかっておりまして、回答は得られておりません。
ですが、今回のまずは2月・3月の支給にかかっては、今年度中の支払いでなければ、要綱上該当にならないと、交付金の該当にならないというのがございまして、今回、提案させていただいております。
- 議長（櫻庭豊太郎君） 2番、よろしいですか。
2番、川戸茂男君
- 2番（川戸茂男君） そういうふうな2月・3月分については支給をしなければ対象にならないという事情もあるでしょうが、つまり、新年度予算にも同じ科目に予算計上されていて、そもそも条例に規定をしないで支給をすることがいいのかどうか、そういうふうなところも気になりますが、執行者側がそういうふうな方向で支給をする。
後々いろんなことに支障が出ないことを願ってはいますが、そもそもその事業を主管する国の担当課の方に照会するのは、制度そのもののことだと思ひまして、その改正処理やら、それぞれの市町村の条例、規定等の整備については、そちらの方はあまり専門的な知識がないというか、県市町村課の方が適切だったのではないかなという思いはあります。
照会中で、回答がないというのも気がかりではありますが、それ以上、今ここでどうこうというふうなことはできませんので、適切な思料の下に継続性のある支援がされるというふうな制度ですので、その趣旨も踏まえた取り扱いをしていただきたいということです。
- 議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君）私の方から瀬月内の火災について、まだ撤去がなされていないわけですが、集落センターの。

2カ月以上経って、今回の補正予算なり当初予算には盛られていないように見受けられますが、この点についてどのようなお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） 瀬月内集落センターの火災につきまして、現在、地元の瀬月内自治会さんとただ今協議中ございまして、まだ、決まっておりません。

できるだけ決まり次第、議会の方にお諮りしたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） これにつきましては、私は全員協議会でも、当然、これは村の方で撤去費用は出すべきものだという事をお話しましたが、何とかそれに向けて善処していただければと思います。

そして、また先般、3月の3日、4日でしたか、各集会施設の釜を持ち合わせている集会施設を点検していただきました。本当にありがたいと思っておりますが、指摘事項とか、もしあったならば、今、まとめていないのであれば、予算委員会でも公表していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） 点検の方につきましては、九戸分署さんと一緒に回ったもので、九戸分署さんからの意見もこれから出してもらう形になります。併せて、まとめ次第、皆さまにご提示したいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ありませんか。

11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 歳出の16ページ、6款農林水産業費ですが、説明のところのナインズファーム施設管理運営委託料。

説明のときに、お話があったかもしれませんが、もう一度この内容と、17ページの説明のところの九戸村総合公社施設管理運営委託料、九戸村総合公社経営支援補助金。今年度、2、3週間しかないのに、この委託料が追加されるのは、どういう内容か中身の方を。

本来であれば、当初の委託料で運営するのが本来だと私は思うんですよ。ここで、2、3週間もないのに、これだけ発生するのは、何か問題が出たのか。それらを含めてお知らせください。

○議長（櫻庭豊太郎君） 産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） それでは、16ページの9目、担い手育成支援事業

の12節委託料、ナインズファーム施設管理運営委託料268万円の増でございます。

こちらは野菜販売額の低迷に伴いまして、施設管理運営費への委託料の増となっております。野菜の収量及び販売の方が、今回、コロナ禍ということがありまして、かなり下がったものですから、こちらに対しての全体の費用の手当をしたものでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） ふるさと総合公社の委託料と補助金の増額について、ご説明させていただきたいと思っております。

まずは、ふるさと総合公社の委託料でございますが、これは今年度からふるさとの館、コロポックルランド、パークゴルフ場、道の駅についての委託という形で、特定して委託料として積算したものでございまして、今年度予算については、いわゆる例年どおりの金額を計上しておりました。

昨年度におきましては、なかなかコロナの影響もあって、経営が思わしくなかったものですから、1月末に補正をさせていただいたところでございまして、今回も早めに手当する必要があるんじゃないかという話をしていたんですが、なかなか計算が間に合わなかったということもありまして、今回の委託料が増額した一番の理由は、ふるさとの館でございます。

ふるさとの館につきましては、売上自体はコロナで休館はしておりましたが、売上高はほぼ前年度並みでございましたけれども、ここにきて燃料費が非常に高騰しております。ふるさとの湯っこに関しては、タイヤボイラーは使っていると申しますが、半分はやはり重油を使っておりまして、これが倍増しておりまして、この部分が非常に高騰していると、そういうことでぎりぎりになりましたが、これは3月末の決算にちょっと資金ショートする可能性があるということで、急ぎよ、補正に入れさせていただきました。

それから補助金につきましては、今年度からオドデ館レストラン、甘茶工場については、できるだけ自立していただくということで、委託料には入れませんでした。そもそも計上しておりませんでした。しかしながら、やはり今回、やはりコロナの影響と、それから改修工事に伴いまして、10月以降の集客売り上げが落ちております。そういう中でもオドデ館は検討しておりましたけれども、レストランは昨年と同じくらいの赤字。具体的にいうと450万円ほどの赤字になっております。

甘茶工場については、昨年度やはり500万円近い赤字を抱えたところでございましたが、今回は取引先が改善されたということもありまして、何とか赤字幅を140万円くらいまで圧縮はできましたけれども、やはりどうしても赤字にならざるを得ないということで、この部分も先ほど申しましたが、3月末決算で赤になってしまいますので、ここで村として穴埋めをしたいというものでございます。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 11 番、桂川俊明君
- 11 番（桂川俊明君） 今の説明は、赤字補てんということなわけですけれども、本来、法人に関しているわけですので、その内容で考えれば、それも赤字で次年度で対応、それをどうしていくかというのは、本来の姿なのかなと私は思うんですよ。その辺の考え、今年度で補てんするか。来年度、本来であれば、そのマイナスをどう取り組んでいくかをやるのが本来の姿なのかなと、私は思います。その辺の考えをお聞かせください。
- 議長（櫻庭豊太郎君） 副村長
- 副村長（伊藤 仁君） 九戸村総合公社の場合は、実は銀行からの融資に頼らない経営になっております。第三セクターということもございまして、ある意味で村として経営を支えてきたというところがございます。
- 先ほど申しましたが、ふるさとの館につきましては、やはりどうしても資金ショートがしそうだという状況でございます。本来ならば、もう少し早めにその金額をある程度確定させて、何とか支援という形でできればなと思ったんですけれども、そういう状況でございます。
- 民間企業であれば、例えば運転資金などを借り入れて、その場をしのぐということも可能かと思いますが、公社として借り入れすることができないわけではございませんけれども、従来、村としてそういう形で支えてまいりましたものですから、今回の補正でその分を補てんさせていただきたいと考えております。
- 議長（櫻庭豊太郎君） 11 番、桂川俊明君
- 11 番（桂川俊明君） 内容は分かりましたけれども、概算でもいいですから決算内容、見込額、赤字の。その提出を予算委員会でもいいですから、お知らせください。終わります。
- 議長（櫻庭豊太郎君） 副村長
- 副村長（伊藤 仁君） 了解いたしました。予算委員会に提出させていただきたいと思います。
- 議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 13 号を採決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 13 号「令和 3 年度九戸村一般会計補正予算(第 8 号)」は、
原案のとおり可決されました。
-

◎議案第 14 号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 14、議案第 14 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険
特別会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 14 号を採決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 14 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)」は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第 15 号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 15、議案第 15 号「令和 3 年度九戸村農業集落排水
事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 15 号を採決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 15 号「令和 3 年度九戸農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第16、議案第16号「令和3年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「令和3年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第17、議案第17号「令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 18、議案第 18 号「令和 3 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号「令和 3 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 2 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 19、議案第 19 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 19 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 2 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 20、議案第 20 号「令和 3 年度江刺家財産区特別会

計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「令和3年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員会の設置及び付託

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第21、議案第21号「令和4年度九戸村一般会計予算」から日程第30、議案第30号「令和4年度九戸村水道事業会計予算」までの議案10件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案10件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「令和4年度九戸村一般会計予算」から議案第30号「令和4年度九戸村水道事業会計予算」までの議案10件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く議員全員を指名したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く議員全員を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託した議案 10 件の審査については、会議規則第 46 条第 1 項の規定により、3 月 17 日までに終了するよう期限を付けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託しました議案 10 件の審査については、3 月 17 日までに終了するよう、期限を付けることに決定いたしました。

委員会条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による正・副委員長互選のため、同条例第 8 条第 1 項の規定により、本日散会后に常任委員会室に予算特別委員会を招集いたします。

なお、委員長互選に関する職務は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

この際、本日の出席委員のうち、年長の委員は、中村國夫委員であることをご紹介申し上げます。

お諮りいたします。

3 月 14 日から 17 日までの 4 日間は、予算特別委員会審査のため、休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、3 月 14 日から 17 日までの 4 日間は、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、本日以後の予算特別委員会の招集は、委員長から通知されます。

次の会議は、3 月 18 日、午前 10 時から議案審議を行います。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会(午前 11 時 03 分)